

令和元年度第5回庄内町文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日時 令和2年3月24日（火） 13時30分～15時30分
- 2 開催場所 立川総合支所三階 第二会議室
- 3 出席委員 菅原昭治、坂本慶治、佐藤 浩、渡部厚生、池田孝一、澤田美代治、渡會幸江
志田重一
- 4 欠席委員 長南敬之
- 5 事務局 社会教育課長、文化スポーツ推進係長、文化スポーツ推進係主任

進行：社会教育課長

1 開 会 社会教育課長

2 会長あいさつ

3 報告

（1）令和元年度文化財保護関係事業（報告）について

《資料により事務局説明》

【会長】 事務局より説明のあった内容について、意見等はないか。

【委員】 庄内町史資料第一号から第六号までの発行部数がいずれも1,000部となっているが、残数をみると軒並み半数の残部がある。作製する際は、1,000部が一区切りとなっているのか。

【事務局】 どのような経緯で1,000部発刊することとなったのかは把握していない。作製部数を少なくすると1冊あたりの単価は高くなる。現在残部があるが、今後販路を拡大するなどして対応をしていきたいと考えている。

【委員】 書籍を作製する際は、どの程度売れるのかを見越して発注をしないと在庫を抱えたままになってしまう。

【会長】 様々な事業やイベント等で販売をするなど、工夫をしてもらいたい。

【委員】 在庫を抱えたままで、販売をしないといけないとすれば、学校などに提供してはどうか。

【事務局】 発刊時に、関係機関へは送付している。その他、謹呈先があればその都度対応をしている。

【会長】 古くなればなるほど、販売しにくくなる。

【委員】 「庄内町の文化財」は、以前文化財めぐりツアーの際に参加者へ配布しているが、イベント時に無償提供してはどうか。在庫を抱えたまにしておくよりはいいのではないか。

【会長】 その他、在庫がある書籍はあるのか。

【事務局】 旧町の町史や町史資料等も在庫がある。

【会長】 そのような書籍は、半額程度にして販売してはどうか。

【事務局】 旧立川町発刊の「町の文化財」は、ある程度減額して販売をしているが、近年発刊した書籍を現段階で値段を下げて販売することは考えていない。販売可能なイベ

ントがある場合は、情報提供いただきたい。

【委 員】 清河八郎関係書簡第一号を発刊する際に、500部では少ないので1,000部にしたのではないかと考えるが、第二号以降は第一号よりも少なく作製することはできないと判断して同じ部数としたのではないか。書籍の作製費用は、発刊した年度において支払いも済んでおり保管する負担はあるものの、それほど気にしなくてもいいと考える。令和元年12月に清河八郎記念館において、「西遊草」の再販のためクラウドファンディングを行っていたが、その際には返礼品として扱っていなかった。そのような機会を捉えて、提供することも可能なのではないかと思う。

【委 員】 インターネットを利用して販売をすれば売れるのではないか。

【事務局】 ふるさと応援寄付金の返礼品としては扱っている。

【会 長】 在庫を減らすような努力をしていただきたい。

【委 員】 歴史民俗資料館の件で令和元年度より休館となっているが、その経緯を教えてもらいたい。

【事務局】 来場者数の減少や施設の維持管理費がかかるため、今年度より休館している。個別に見たいという方については対応し、また、資料館に展示されているものを亀ノ尾の里資料館や清川関所等へ貸し出しをして展示を行っている。

【委 員】 笠山にある施設には、なかなか人が集まらないと聞いたことがある。

【会 長】 この件については以前より話題になっており、平成30年度までは期間限定で開館をするなど工夫をしてきた。清川の歴史公園構想や狩川城祉公園構想の際に検討していくという話もあった。来館者が少ないという現状のため休館となつたが、一度休館してしまうと再度開館しても人が集まらない。今後の構想などについてどのように考えているか。

【事務局】 歴史民俗資料館の件が検討される中では、高橋兼吉さんが建てた旧狩川村役場の建物であり、建物自体に価値があるので、全国的にもその当時の建物が現存しているのは珍しい。清川歴史公園構想の中でも移設という検討はされたようであるが、狩川のものを清川に移設しても存在価値がなくなってしまうと思う。今後の方針として、資料館にあるものを他施設に貸し出しをして有効活用をしており、亀ノ尾の里資料館との統合も視野に入れていかなければならないと考えている。建物を今後どのように生かしていくかは今後の検討課題と考える。

【会 長】 断片的にではなく総合的に考え、我々も含めて考えていかなければならない。

【事務局】 平成30年度の維持コストを入館者数で計算すると、一人当たり2,000円程度のコストがかかっている計算となる。運営していくのは厳しいと町の判断となっている。休館扱いはしているものの、来館の希望があった場合は対応している。

【委 員】 集落の老人クラブで歴史民俗資料館を訪問したことがあるが、館内を説明してくれる人がいたため有意義なものとなった。しかし、説明員がおらず自分たちで見学するとなると簡単に終わってしまう。資料館自体も同じ町内の人でも知らない人が多い。

【副会長】 歴史民俗資料館を生かすも殺すも職員の意欲次第だと思う。携わる人の熱意や理解がなければ活かしきれない。旧立川時代では、資料館に人も配置され文化財の調査を行い、調査の成果を基にした展示を行うなどしてきた。町の財政が厳しくなると悪い方向に向かってしまう。最終的に建物だけあってもダメなので、そこに携わ

るマンパワーがないと難しい。自分も昨年度まで携わってきたが、来館者を増加させることはできなかった。しかし、来館者からはそれなりに評価してもらった。やはり、熱意やマンパワーが大事だと思う。

【会長】 財産の一つには変わらないので、検討していただきたい。

(2) 指定文化財候補物件調査について（清河八郎書簡等調査）

《資料「令和元年度文化財調査報告書」により副会長説明》

【副会長】 清河八郎関係の書簡、資料等も含めて清河八郎記念館を中心に目録を作成してきた。これまでの目録に追加する形で今回も調査報告書ができている。清河八郎記念館が所蔵している資料あるいは他の市町村の個人所有のものが持ち込まれる資料、親族の方が各地の資料館などに寄贈・寄託した資料、報告書に総集の資料など色々あるが、それらを整理していこうと目録を作成している。今回の調査について、概略を説明したい。

①清河八郎書簡 安政四年五月十一日付 真嶋雄之助宛

宛名書きに「芝浦」とあるが東京湾の西岸にあり、芝浦で警備についていた真嶋雄之助に充てた書簡となっている。後半部分に「五月十一日 当時下谷の仮住居」とあるが、清河八郎関係書簡五の一と二の資料に「江戸下谷に家一軒買い受けた証文」とあり、それらを合わせて安政四年五月十一日付と判断している。資料の中に「鳥海玄柳子」と出てくるが、庄内人名事典によると俳人である。本間郡兵衛相關図も資料としているが、本間郡兵衛は葛飾北斎の門人で北曜という雅号をもらい、絵を描く蘭学者で酒田の本間家の一族である。書簡集の中でも「本間公」として出てくる。清河八郎と庄内の著名人との交友関係がうかがえる。

②清河八郎（正明）書簡 文久二年四月八日付 父母宛

清河八郎関係書簡一の四の資料に「回天首唱報束」があるが、その草稿文ではないかと思われる。内容はほぼ同じである。文久元年五月二十日に無礼人斬りをしているが、申し訳ない気持ちを伝えて、時期をみて辞去することとしてしばらくは潜伏、逃亡の身となったことを父母に伝えている。回天事業の第一さきがけとして働くと言っている。この書簡は約 10 メートルある。

③齋藤豪壽（雷山）・清河八郎書簡・雷山俳句付 七月十五日付他

巻物になっている。書画骨董の商いの詳細をうかがい知ることができる資料で、八郎以上に雷山は商才を發揮していることが分かる資料である。

④清河八郎書簡 安政四年六月二八日付 音吉宛

大山産の酒について評論している。参考に興ずるなど情報をおじである齋藤音吉宛へ伝えている。清河八郎関係書簡五の五の資料に「大山産の酒は風味がよい。上方の酒も飲んでいるが、おいおい工面すれば江戸でも評判になる。家用に贈られるよう願いたい」と書簡を送っている。桐箱に収められているが、表書きは小山松勝一郎先生が書かれていた。

⑤清河八郎書簡 文久元年一月二五日付 他 根岸友山宛

根岸友山は、埼玉県熊谷市の豪農で北辰一刀流も学んでおり、八郎とも交友があった。浪士組に参加し、小頭一番組の小隊となっている。清河八郎関係書簡六に廻状留の資料があるが、その中に出てくる。報告書の三の内容は、八郎から根岸友山

宛の書状で、浪士組募集に際し有志の斡旋を依頼し、武蔵で浪士組募集を担当していた池田徳太郎を紹介したことが記されている。

⑥清河八郎書簡 九月四日（安政年間） 山岡鉄舟宛

池田大雅の一幅の商談について記したものである。八郎のもとで鉄舟も書画の取引に従事していることがわかるものである。

⑦清河八郎筆「尊皇遺墨」 文久三年二月～三月

この資料もとても長いものである。清河八郎関係書簡二の四（四）の資料に「江戸より 父宛 学習院への建白書」があるが、大意に「この建白書の草稿文は、東京谷中の全生庵が所蔵している。」とあり、今回解読をした資料が建白書草稿類となる。全生庵は山岡鉄舟が建立したお寺で、明治維新で殉死した人たちの冥福を祈るために建てられた。この資料は、清河八郎を研究するのに大変貴重な資料である。

⑧齋藤豪壽（雷山）書簡 文久二年十二月十二日付 桜田良佐宛

仙台藩主の桜田良佐宛の書簡である。八郎の父 雷山が八郎から赦免の朗報がもたらされ、書状の取次に対し喜悦し、深謝する返書である。羽黒山のおみくじで大吉が的中し、我が子を案じる父親の率直な心境が具体的に語られている。

⑨清河八郎書簡 文久二年十一月頃 他

自分の赦免、出牢のことを知らせ、当時の幕府の更迭人事を記した覚書である。

⑩清河八郎書簡 二九日付（幕末期年月未詳） 守尭宛

当時、唐紙は大変貴重でその調達をお願いしている書簡である。

⑪清河八郎無礼討ち事件「書留 嘆願書等」 文久元年七月付 他

⑪-1 文久元年五月十九日、江戸町奉行は八郎らの尊王攘夷派の政治結社「虎尾の会」の捕縛命令を密かに下しており、その翌日二十日に八郎は鉄舟ら同士を伴って書画会に行き、その帰りに町奉行の取方と思われる町人の挑発にのり無礼討ちした。この人相書きは、北町同心の山本啓介の書留で、今でいえば手帳みたいなものであるが、その手帳にある八郎の人相書きの部分である。平成30年の清河八郎フォーラムのパネリストとして来町した西脇先生がこの内容を発見した方であるが、山本啓介の手帳の記述から資料の前史で判明した新しい事実は、八郎の無礼討ちは偶發的なものではなく、江戸町方の周到な準備の中で計画的に実行された逮捕劇であったとする見解である。単なる酒乱の殺人犯というイメージに異を唱えている。この手帳が発見されたことにより、無礼討ちの真相がみえてきた。

⑪-2 「山岡鉄舟言上書案・幕府（小普請組支配）宛 文久二年五月二一日」

は、鉄舟が八郎の無礼討ちの現場に居合わせた訳だが、その経過について同行者として幕府の小普請組支配に報告したものである。鉄舟は、小普請組に入っており石高が200以上3,000石以下の旗本や御家人が編入された組だが、そこへ報告した内容である。清河八郎の研究者であった小山松勝一郎先生は、藤沢周平氏が清河八郎の伝記や小説を書くにあたっての貴重な資料であると言っている。

⑪-3 「山岡鉄舟・松岡萬 嘆願書案 文久元年七月一日付」は、幕府宛となつており、清河八郎の無礼討ちにより投獄された同士を赦免嘆願する内容のものである。松岡萬については、幕臣で鉄舟や八郎の影響を受けて浪士組の取締役となつた。明治になると警視庁の大警部となり名半眼として評判が高く、明治の大岡越前

上と称された。

⑪-4 「山岡鉄舟嘆願書案 文久元年七月前後」は、幕府（小普請組支配）宛であり、清河八郎の無礼討ちの一件で投獄された同氏らの赦免嘆願をする内容となっている。幕臣の鉄舟らは、八郎らの異人館焼き討ちを阻止する所存であったことが強調されている。鉄舟の書の内容は、無礼討ち解明の一件からも非常に大事な内容である。

【会長】 今の説明の内容について、質問や意見はないか。

【委員】 報告書をまとめ整理していただいていることで、展示公開する際の参考とさせてもらっている。ご尽力に感謝している。今後も調査を継続していただき、その報告をもとに展示できれば、もっとみなさんから知つてもらう機会が増えると思う。

(3) 狩川通大庄屋 大川家について

【事務局】 令和元年11月18日に大川家を現地確認していただいたが、その後審議会を開催し、意見をいただいた。その内容を含め教育委員会、3役と話し合った結果について報告する。

町に対して住宅の寄贈を受けたとしてもその後の活用が難しい。また、住宅自体がかなりやつれており一度解体して復原をしなければ活用ができない状態であり、費用がかかる。移築とするという意見もあったが、現在の場所にあるからこそ価値のあるものである。これまで平成に入り2回寄贈の話が出ているが、その時点での住宅の状態であれば修繕のみで修復は可能であったかもしれないが、現段階では時期を逸してしまったのではないかとのことから、今回の寄贈の申し入れは受け入れられないとなった。

しかし、古文書や民具等が残されており、先方の了承が得られれば町に寄贈をしていただきたい旨を伝えた。また、貴重な財産であるため、写真等により記録保存をして冊子として残していくことを考えている。その際は、文献の調査も含め委員のみなさんから協力いただきたい。

【会長】 審議会での皆さんのお意見を踏まえて検討はしていただいたようであるが、残念ながら住宅については受け入れができないという結果であった。しかし、古文書や民具等は町で受け入れるとのことであった。皆さんから意見、質問等はないか。

【委員】 大庄屋の価値を認めてもらえなかっただけは、非常に残念である。ただ、写真等の記録保存を行っていくとのことであったので、最低限実施していった方がよいと思う。古文書や民具等も色々あり貴重な資料なので、寄贈に向けて話を進めてもらいたい。その後その資料をどのように活用していくかも大事である。審議会の中でも議論しながら進めていった方がよいと思う。

【委員】 記録保存という話があったが、写真は教育委員会で持っているのか。それともこれから収集していくのか。

【事務局】 以前調査した際に撮影した写真は若干残っているが、外観がほとんどであり内部の写真はあまりない。昨年11月に内部の写真を撮影したが数枚しかないと改めて撮影することとなる。

【委員】 記録保存については、先方で了承をしているのか。

【事務局】 伝えている。

【会長】 貴重な財産であるため、記録保存への協力についてはやぶさかでない。

(2) 大野：大沼作兵衛家について

【事務局】 大野集落の大沼家の住宅について、町へ寄贈したいとの相談を受けている。当住宅は、昭和45年3月に山形県教育委員会において発刊をしている「山形県の民家 山形県文化財調査報告書[第17集]」に調査物件として掲載されており、本日その資料を提供している。

資料によると、創建時の史料はなく具体性を欠くが寛文期（1661～72）のものといわれ、享和元年（1801）に軸組まで組直されたほどの大改修を行った史料は残っている。享和以後の改変は少ないとのことである。

本人に確認をしたが、昭和45年以降大きな改変は行っていないとのことであり、当時のまま現存していると思われる。住宅の寄贈ということであるので、調査をしつつ確認を行わなければならないと考えている。その他、古文書や民具もあり寄贈してよいとのことであった。

来年度に調査をしたいと考えているが、その際は審議会の皆さんから協力をいただきたい。また、先方には調査する際は審議会の皆さんから確認してもらうこととなる旨を伝えている。

【会長】 皆さんから意見、質問等はないか。この調査については、来年以降となるのでその際は皆さんから協力いただきたい。

4 協議

(1) 令和元年9月26日実施 文化財所在確認調査票内容確認について

【事務局】 以前実施した文化財所在確認において、2件確認が漏れていたため記載内容について、追記修正等があれば意見をいただきたい。

【会長】 意見等はないか。意見はないようなので、このままで記載したい。

5 その他

【事務局】 特になし。

【会長】 県立図書館が新しくなったが、町の図書館も新しくなることから審議会で研修に行ってもいいのではないかと考えている。

【事務局】 検討する。

【委員】 以前、法界定印の手の位置について意見を出させてもらい、これまで調べていたが、仏像の法界定印の手は左手が下、右手が上と考えている。調べていくと、禅宗の曹洞宗では座禪の時の定印として、左手が上、右手が下と記載されている。ただし、密教では左手が下で右手を上にして通常この形で定印を結ぶが、禅宗系統では座禪の際に左手を上にして結ぶと記載されている。掛け軸に多いが、頂相や寿像は禅宗系の和尚さんは左手を下にしている。自分で調べた結果を報告する。

6 閉会 社会教育課長